

第 7 8 号議案

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び
経過措置に関する政令による児童手当法施行令の改正に伴い、産後ケア事業の利用料
算定に係る所得計算の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例（昭和 4 5 年芦屋市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第 2 （第 5 条関係）	別表第 2 （第 5 条関係）
(略)	(略)
備考	備考
1 （略）	1 （略）
2 夫と妻の所得の額の計算方法については、 <u>規則</u> に定めるところによる。	2 夫と妻の所得の額の計算方法については、 <u>児童手当法施行令第 3 条</u> に定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の規定は、令和 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による児童手当法施行令の改正に伴い、産後ケア事業の利用料算定に係る所得計算の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

児童手当の所得要件の廃止に伴い引用する児童手当法施行令の条文が削除されたため、所得の額の計算方法を規則（※）で定める。（別表第2関係）

※ 規則で定める内容（改正前の取扱いと同様）

市町村民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額等の合計額から8万円を控除し、市町村民税について一定の控除を受けた場合には、その控除の種類（雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除）に応じ定められた額をそれぞれ控除し、算出した額とする。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

児童手当法施行令抜粋（_____部分は、令和6年10月1日施行で削除）

（法第5条第1項に規定する所得の額の計算方法）

第3条 法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除

した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円

(4) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円

(5) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円